東京都市計画道路都市高速道路外郭環状線の 都市計画変更案に関する練馬区の意見

区は、「東京都市計画道路都市高速道路外郭環状線」(以下「外環」という。)については、首都圏全体の道路ネットワークの形成と、区内の深刻な交通問題の解決に資する重要な道路であると考えている。

外環は、平成 19 年 4 月に、都市計画を高架方式から地下方式に変更し、平成 21 年 5 月に事業化された。このうち、本線シールドトンネルとランプシールドトンネルをつなぐ地中拡幅部については、平成 26 年 6 月に、有識者等からなる「東京外環トンネル施工等検討委員会」の「とりまとめ」の中で、より確実な安全性や健全性の確保が可能な構造として、円形形状を基本とし、十分な止水領域を確保することが提言された。

この提言を踏まえ、東京都は、事業者である国土交通省、東日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社とともに、地中拡幅部の構造・範囲の見直しについて、沿線地域住民や関係権利者の意見を聴くなど丁寧な対応を行いながら、都市計画変更の手続を進めていると理解している。

地中拡幅部については、従来の馬蹄形形状でも施工時の安全性や、長期的な構造物の健全性の確保は可能であるとされているが、照会のあった都市計画変更案の構造とすることで、より確実な安全性や健全性の確保が可能になると理解している。よって、外環については、都市計画変更案のとおり、都市計画変更の手続を進めていただくとともに、下記の事項に確実に取り組みながら、早期完成を図るよう求めるものである。

記

1 地域への適切な情報提供について

沿線地域住民の抱く不安や懸念を払拭するためには、地域への丁寧な情報提供が必要不可欠である。沿線地域住民との話し合いの経緯を十分考慮に入れ、 事業の各段階に応じて必要な情報を提供するよう都としても、国等の事業者に対して働きかけること。

2 「対応の方針」の確実な履行について

「対応の方針」は、国および都が、整備に伴う環境対策や蓋かけ部の環境整備などの地域の課題や対応の方向性を取りまとめ公表したものであり、事業化に向けた前提といえるものである。

このことから、「対応の方針」について、国等の事業者と都が完成まで責任 を持って、沿線地域住民や区の意見を聴きながら、確実に履行すること。

3 関係権利者の生活再建について

関係権利者の生活再建に際しての適切な対応を国が責任を持って行うよう都としても、国に対して働きかけること。また、平成 26 年 11 月に都市計画が変更された外環の 2 を早期に事業化し、外環と外環の 2 が重なる区域の関係権利者に対して、国と調整し、一体的な対応を図ること。